

港まちづくり協議会  
令和4年度度「提案公募型事業」標準契約書

港まちづくり協議会令和4年度度「提案公募型事業」(●●●●)業務委託に関し、委託者 港まちづくり協議会(以下「甲」という。)と受託者 ◆◆◆◆(以下「乙」という。)との間において次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 甲は、乙に対して令和4年度度「提案公募型事業」(●●●●)業務(以下「委託業務」という。)を委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、乙が提出した事業企画書及び特記仕様書(以下「仕様書等」という。)のとおりとし、乙は、仕様書等に基づき誠実に業務を実施しなければならない。

(契約履行期間)

第3条 この契約の履行期間は、契約締結の日から令和××年××月××日までとする。  
但し、会場使用料等業務実施の準備に業務が発生する場合には、甲がやむをえないと認める場合でかつ本審査終了日以降のものについては、契約履行期間内に行われたものとみなす。

(委託料)

第4条 甲は、金××××円(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。)の範囲内で委託業務の実施に要する費用(以下「委託料」という)を、乙に支払うものとする。

(実績報告書等の提出)

- 第5条 乙は、委託業務が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和4年2月28日のいずれか早い期日までに、様式1・2による実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
  - 3 前項の委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と第4条に定める委託料の限度額のいずれか低い額とする。
  - 4 納入場所は、港まちづくり協議会事務局とする。

(委託料の支払)

- 第6条 甲は、前条第2項の規定により委託料の額を確定し、乙に通知したときは、委託料を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定に関わらず、委託料の上限の70パーセントを限度として概算払をすることができる。
  - 3 前二項による甲から乙への支払いは、様式2の支払請求書による乙の請求に基づき乙の指定する銀行口座に振り込む方法によるものとする。

(差額の返還)

第7条 乙は、第6条による確定額を超える金額の支払を既に受けている場合は、甲の指示により、

その超える額を返還しなければならない。

(委託事業の中止等)

第 8 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第 5 条及び第 6 条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の処理方法)

第 9 条 乙は、仕様書等及び港まちづくり協議会令和 4 年度度「提案公募型事業」公募要領（令和 4 年度 4 月 1 日施行）並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務を処理するものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、契約の履行上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約の期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 乙は、この契約による事務を処理するにあたり、別紙「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(調査等)

第 11 条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を甲の承認が無ければ第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 13 条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(解除等)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は責任を負わないものとする。

(1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 自己の都合により契約解除の請求をしたとき。

(4) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(5) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(6) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

(反社会的勢力の排除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体

にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、港まちづくり協議会財務規定(平成20年8月12日から施行)第46条第2項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(第三者との紛争等)

第16条 乙は、委託業務の実施に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対してその損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、その責に帰すべき事由によるものを除き、前項の紛争等に関し一切その責任を負わない。

(著作権)

第17条 乙が委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

(帳簿等の整備)

第18条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者が実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(契約の公表)

第19条 乙は、この契約における乙の氏名、契約名称、委託業務の内容、委託料等につき公表されることに同意するものとする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約書及び仕様書について甲乙間で意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議の整わないときは、甲の決定するところによる。

(特記事項)

第 21 条 乙は、この契約に定めるもののほか、港まちづくり協議会財務規程その他関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、甲が行う港まちづくり協議会財務規程及び港まちづくり協議会令和 4 年度「提案公募型事業」公募要領（令和 4 年 4 月 1 日施行）による措置に従わなければならない。

この契約を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 × × 月 × × 日

委託者 (甲) 名古屋市港区名港一丁目 19 番 23 号  
Minatomachi POTLUCK BUILDING  
港まちづくり協議会  
会長 早川 勝利

受託者 (乙)

## 情報取扱注意項目

## (基本事項)

- 第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件事務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。  
(関係法令等の遵守)
- 第 2 乙は、本件事務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。  
(第三者への提供及び目的外使用の禁止)
- 第 3 乙及び本件事務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た港まちづくり協議会（以下「甲」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。  
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。  
(情報の授受)
- 第 4 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複製し、又は複製したものを含む。以下同じ。）の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。  
(情報の保管・搬送時の注意・義務等)
- 第 5 乙は、取得情報が記録された資料及び成果物の保管及び搬送に当たっては、取得情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。  
(個人情報の取扱いに関する特則)
- 第 6 乙は、本件事務を処理するために、個人情報（保護条例第 2条第 1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。  
2 乙は、取得情報に含まれる個人情報については、何人にも開示してはならない。  
(複製及び複製の禁止)
- 第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物を複製し、又は複製してはならない。  
(再委託の禁止又は制限)
- 第 8 乙は、甲の承認を得ることなく、本件事務を第三者に委託してはならない。  
2 乙は、本件事務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、本件事務において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。  
(報告等)
- 第 9 乙は、この情報取扱注意項目に違反したことにより事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。  
2 乙は、甲から報告を求められたとき又は甲が乙の取得情報の取扱いについて調査を行うときは、誠実に対応しなければならない。  
(情報の返却・廃棄)
- 第10 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。  
2 乙は、取得情報が記録された資料のうち甲に返却する資料以外のものを、切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって契約の終了までに処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。  
(従事者の教育)
- 第11 乙は、本件事務に従事している者に対し、あんしん条例、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。  
2 乙は、本件事務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件事務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。  
(契約解除及び損害賠償等)
- 第12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。  
(1) 契約を解除すること。  
(2) 損害賠償を請求すること。  
(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。  
2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第1条 港まちづくり協議会(以下「発注者」という。)は、請負人(以下「受注者」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、港まちづくり協議会財務規程(平成20年8月12日施行)第46条第2項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(別記)

#### 暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

妨害又は不当要求に対する届出義務

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害と

なるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、港まちづくり協議会へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

#### 発注者の解除権

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、港まちづくり協議会財務規程(平成20年8月12日施行)第46条第2項の規定に基づく本約款の手続きによるものとする。\_